

令和7年度鳥取県介護サービス情報の公表に関する計画

令和7年8月29日

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課

介護保険法第115条の35に規定する「介護サービス情報の公表」の施行のため、介護保険法施行令第37条の2第1項に規定する「介護サービス情報の報告に関する計画」、同施行令第37条の5第1項に規定する「調査事務に関する計画」、介護保険法施行規則第140条の47の2に規定する「調査の実施に関する指針」及び同施行令第37条の11において準用する第37条の5第1項に規定する「情報公表事務に関する計画」を次のとおり定める。

1 計画の基準日

令和7年4月1日

2 計画の期間

令和7年8月1日から令和8年3月31日まで

3 実施体制

介護サービス情報の公表制度の対象となる事業者（以下、「公表対象事業者」という。）が報告する介護サービス情報の受理、公表及び調査等の事務は、県が行う。

4 計画内容

（1）介護サービス情報の報告に関すること

① 報告の対象となる介護サービス事業所

介護保険法第115条の35第1項に規定する介護サービス事業者（以下、「事業者」という。）のうち、令和7年度に報告の対象となるサービスを提供する者であって、次の要件のいずれかに該当する者とする。

（ア）計画の基準日において、指定又は許可（以下「指定等」という。）を受けており、前年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間）に支払いを受けた介護報酬の金額が100万円を超える事業所（以下、「既存事業所」という。）。

※別表1「令和7年度鳥取県介護サービス情報の報告対象事業所一覧（既存事業所）」

（イ）計画の基準日以降、新たに介護サービスの提供を開始する事業所（以下、「新規事業所」という。）。なお、休止中の事業所が計画期間中に事業を再開した場合は、新規事業所としてみなすものとする。

※別表2「令和7年度鳥取県介護サービス情報の報告対象事業所一覧（新規事業所）」

（ウ）（ア）（イ）のいずれにも該当しないが、様式1により、任意で報告する旨を申し出た事業所（以下、「任意事業所」という。）。任意事業所が報告を希望する場合は、新規事業所又は既存事業所に準じて取り扱うものとする。

※様式1「介護サービス情報の公表の申出書」

② 報告の対象外となる介護サービス事業所

次の要件のいずれかに該当する者とする。

（ア）計画の基準日において、指定又は許可（以下「指定等」という。）を受けているが、前年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間）に支払いを受けた介護報酬の金額が100万円以下である事業所。

（イ）今後、サービスの休止（又は廃止）を予定しており、様式2により、その旨を申し出た事業所。

※様式2「事業所の休止（又は廃止）予定に関する申出書」

③ 報告の対象となる介護サービス

報告の対象となる介護サービスは、下表のとおりとする。

グループ コード	区分	サービス コード	対象サービス ※（＊）は予防サービスを含む。
01	訪問介護	110	訪問介護
		710	夜間対応型訪問介護
02	訪問入浴介護	120	訪問入浴介護（＊）
03	訪問看護	130	訪問看護（＊）
04	訪問リハビリテーション	140	訪問リハビリテーション（＊）
05	福祉用具貸与	170	福祉用具貸与（＊）
		410	特定福祉用具販売（＊）
06	通所介護	150	通所介護
		720	認知症対応型通所介護（＊）
		780	地域密着型通所介護
07	通所リハビリテーション	155	指定療養通所介護
		160	通所リハビリテーション（＊）
08	特定施設入居者生活介護 （有料老人ホーム）	331	特定施設入居者生活介護 （有料老人ホーム）（＊）
		335	特定施設入居者生活介護 （有料老人ホーム・外部サービス利用型）（＊）
		361	地域密着型特定施設入居者生活介護 （有料老人ホーム）
09	特定施設入居者生活介護 （軽費老人ホーム）	332	特定施設入居者生活介護 （軽費老人ホーム）（＊）
		336	特定施設入居者生活介護 （軽費老人ホーム・外部サービス利用型）（＊）
		362	地域密着型特定施設入居者生活介護 （軽費老人ホーム）
10	介護老人福祉施設	210	短期入所生活介護（＊）
		510	介護老人福祉施設
		540	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
11	介護老人保健施設	220	短期入所療養介護（介護老人保健施設）（＊）
		520	介護老人保健施設
13	居宅介護支援	430	居宅介護支援
14	特定施設入居者生活介護 （サービス付き高齢者向け 住宅）	334	特定施設入居者生活介護 （有料老人ホーム：サービス付き高齢者向け住宅）（＊）
		337	特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型） （有料老人ホーム：サービス付き高齢者向け住宅）（＊）
		364	地域密着型特定施設入居者生活介護 （有料老人ホーム：サービス付き高齢者向け住宅）
15	小規模多機能型居宅介護	730	小規模多機能型居宅介護（＊）
16	認知症対応型共同生活介護	320	認知症対応型共同生活介護（＊）
17	介護医療院	550	介護医療院
		551	短期入所療養介護（介護医療院）（＊）
18	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	760	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
19	複合型サービス（看護小規 模多機能型居宅介護）	770	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

※各区分内において、2以上の介護サービスを一体的に運営している場合には、予防サービスのみ、
本体サービスと一体の情報として報告し、他は各介護サービスの情報として報告するものとする。

④ 報告の内容

報告を必要とする情報は、介護保険法第115条の35第1項の規定に基づき、省令第140条の45に規定する別表第1に掲げる項目（以下「基本情報」という。）及び別表第2に掲げる項目（以下「運営情報」という。）であり、次のとおりとする。

（ア） 基本情報

職員体制、利用料金などの基本的な事実情報であり、事業者が報告した内容をそのまま公表する。

（イ） 運営情報

運営状況等であり、事業者が報告した内容をそのまま公表する。

⑤ 事業者ごとの報告期限

（ア） 既存事業所

計画時期	報告時期		対象サービス (予防サービスがある場合は、予防サービスも含む)
	受理開始日	報告期限	
第1期	9月1日(月)	10月3日(金)	短期入所生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護（介護医療院）、認知症対応型共同生活介護
第2期	10月6日(月)	10月31日(金)	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム、軽費老人ホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム、軽費老人ホーム）、
第3期	11月4日(火)	11月28日(金)	居宅介護支援、特定施設入居者生活介護（サービス付き高齢者向け住宅）、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

※報告する情報：基本情報及び運営情報

（イ） 新規事業所

県が別途通知する日。ただし、新規指定等の日が令和6年9月2日から令和7年8月1日までの事業所は令和7年10月3日（金）とする。

※報告する情報：基本情報のみ

⑥ 報告の方法

報告対象事業者は「介護サービス情報報告システム」を利用し、直接入力の上、報告する。

○介護サービス情報報告システム

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/31/>

※同システムに、ID 及び初期パスワード（どちらも『事業所番号』半角数字）を入力し、ログインすること。

※報告方法は、事業所向け操作マニュアルを参照して行うものとする。

※昨年度の報告の際、最後にログアウトしていない場合、ID 及び初期パスワードを入力すると、令和6年度の入力フォームが表示されることがあります。その場合は、一旦、ログアウトしていただき、再度上記の URL からアクセスしてください。

(2) 調査の実施に関する指針及び調査事務に関すること

① 調査の実施に関する指針

介護サービス利用者のサービス選択に資する公表情報の客観性を担保し、介護サービスの質の向上を図ることを目的として、報告内容の事実確認のために調査を実施することとし、介護保険法第115条の35第3項で規定される都道府県知事が必要と認めるときは、次のとおりとする。

(ア) 調査の対象となる事業者について

- ・ 報告内容に虚偽が疑われる場合
- ・ 公表内容について、利用者等から通報があった場合

(イ) 調査項目について

基本情報、運営情報のうち、県が必要と認める事項とする。

② 調査の実施について

事業所に対する調査は、指定権者及び保険者等の関係機関と連携し、県が実施することとし、原則として事業所を訪問し面接調査の方法によって行う。調査を実施するときは、事前に対象となる事業所に対して通知する。

③ 調査結果の同意

事調査終了後は、調査結果について事実誤認がないこと及び調査結果がそのまま公表されるものであることについて事業者の同意を得るものとする。なお、同意が得られなかった場合は、介護保険法第115条の35第4項の規定に基づく報告の内容の是正命令等の対応について検討する。

(3) 情報公表事務に関すること

① 事業者ごとの公表を行う月

原則として、報告を受理した事業者については当該月の翌月までとする。

② 公表の方法

事業者が報告する基本情報、運営情報については、報告内容に記入漏れ等の不備がないこと等を確認して受理した後、インターネットによる公表を行う。

○介護サービス情報公表システム

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

③ 公表対象事業所による公表

公表対象事業所は、公表される自らの介護サービス情報について、事業所内の見やすい場所に掲示又は閲覧に供するなど、利用者等への情報提供を行うものとする。また、公表対象事業所は、利用者等が希望する場合は、利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、公表される自らの介護サービス情報を添付することが望ましい。

(4) その他、鳥取県知事が必要と認める事項

介護サービス情報の変更の取扱いについては以下のとおりとし、介護保険法施行規則別表第一の一及び二に係る情報の内容に変更があった場合のみ、様式3により、事業者からの申し出に基づき更新する。ただし、この変更は、基本情報の内容のみとし、運営情報の内容については、原則として、公表後に変更することはできない。

※様式3「介護サービス情報（基本情報）の変更に関する申出書」

(ア) 基本情報

公表した介護サービス情報（以下「公表情報」という。）のうち基本情報項目の修正の必要があるときは、速やかに申し出の上、「介護サービス情報報告システム」で変更する。ただし、調査による確認を受けた基本情報項目については、県が認めた場合に限り変更することができるものとする。

＜介護保険法施行規則別表第一＞

- 一 事業所又は施設（以下この表において「事業所等」という。）を運営する法人又は法人でない病院、診療所若しくは薬局（以下この号において「法人等」という。）に関する事項
 - イ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先
 - ロ 法人等の代表者の氏名及び職名
 - ハ 法人等の設立年月日
 - ニ 法人等が介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供する介護サービス
 - ホ その他介護サービスの種類に応じて必要な事項
- 二 当該報告に係る介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項
 - イ 事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先
 - ロ 介護保険事業所番号
 - ハ 事業所等の管理者の氏名及び職名
 - ニ 当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定若しくは許可を受けた年月日（指定又は許可の更新を受けた場合にはその直近の年月日）
 - ホ 事業所等までの主な利用交通手段
 - ヘ その他介護サービスの種類に応じて必要な事項

(イ) 運営情報

公表情報のうち運営情報項目の修正については、報告誤り等の訂正に限り行うものとする。修正の必要があるときは、対象事業者等は速やかに県に対して報告するものとする。ただし、調査による確認を受けた運営情報項目について、調査対象事業者の報告により修正することはできないものとする。

(ウ) 事業所の特色の変更

公表対象事業所は、事業所の特色の内容に変更がある場合は、公表システムの Web ページで修正し登録することにより随時変更を行うこととする。

(5) 苦情・相談・質問への対応

① 苦情等対応窓口の設置

介護サービスの利用者及び事業者からの苦情等に対応する窓口を設置して、苦情等対応の経過を記録する。

※様式4「介護サービス情報公表制度に関する相談・苦情・質問について」

（窓口）鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課 介護保険・施設担当

住所：〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220

電話：0857-26-7178 ファクシミリ：0857-26-8168 電子メール：choujyushakai@pref.tottori.lg.jp

② 対応方法

介護サービス利用者から公表情報に関する苦情を受けた場合は、必要に応じて報告対象事業所に対して照会し確認するものとする。また、報告対象事業所から適切な説明を得られない場合には、報告対象事業所に対して、必要に応じて調査の実施を検討し、報告内容の是正を命ずるものとする。